

令和5年台風第13号により被災された
お客さまに対する電気料金の特別措置について

このたびの令和5年台風第13号により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、令和5年台風第13号に伴う被害により、災害救助法が適用された福島県の2市およびその周辺地域等の2市6町4村の計14市町村^{*1}において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、9月11日に経済産業大臣宛に認可申請を行い、本日、認可されました。

記

1. 電気料金の支払期日^{*2}の延伸

被災されたお客さまの2023年8月（支払期日が災害救助法適用日^{*3}以降となるものに限ります。）、9月、10月および11月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金^{*4}）は申し受けません。

3. 被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024年3月末日まで申し受けません。

※1、3

特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

電気料金の特別措置の適用対象市町村（9月11日時点：14市町村）

＜災害救助法適用日：9月8日＞

■災害救助法適用市（2市）

福島県：いわき市、南相馬市

■隣接市町村（2市5町4村）

福島県：相馬市、田村市、東白川郡鮫川村、石川郡平田村、石川郡古殿町、
田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡川内村、双葉郡
浪江町、相馬郡飯舘村

■特定小売供給約款の当社供給区域外（茨城県）における災害救助法適用市の
隣接町（1町）

福島県：東白川郡塙町

※2 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※4 不使用料金は、基本料金の半額。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

＜お問い合わせ窓口＞

カスタマーセンター TEL. 0120-066-774

【受付時間】

平日*：午前9時から午後5時まで

※祝日・土曜・日曜を除く

以 上